

問い合わせ先

松田 博司・城市 武志・
小林 祐介・早坂 周子
中原 孝博
ニラドリ・ナグ(EY Japan 駐在)

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

hiroshi.matsuda@in.ey.com
takeshi.joichi@in.ey.com
yusuke.kobayashi@in.ey.com
shuko.hayasaka@in.ey.com
nakahara.takahiro@in.ey.com
nag.nldr@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2015 年 1 月号

1. 高官級委員会(HLC)が設置
2. 物品・サービス税(GST)の導入のための憲法修正法案
3. 2014年会社法修正法案が下院を通過
4. 特定の居住者企業に事前裁定制度(AAR)が可能に
5. 建設・開発業プレスノート第10号の公布



EY

Building a better
working world

インド政府は有効な税制改革を通して「メイク・イン・インディア」を実現しようとしています。インドで投資と成長を促すために、安定的かつ確実性の高い、そして訴訟が少なく、納税者フレンドリーな税務環境の実現へ向けて必要とされる税務政策と行政上の改革が昨年来、着々と進められています。二国間APA(事前確認制度)の第一号が日印間で締結されたのも記憶に新しいかと思いますが、その一環といえます。さらに、現在、最も待ち望まれている税制改革はGSTです。憲法修正法案が国会に上程された今、産業界は、なおも高い経済成長を後押しするようなGSTの包括的な制度設計を望んでいます。こうした一連の改革で、企業家心理や投資家マインドも変わっていくものと思われます。本JBSフラッシュニュースは、高官級委員会の設置、GSTの導入、会社法の規制緩和、AAR(事前裁定制度)、そして、建設・不動産開発業の規制緩和を取り上げます。

1. 高官級委員会(High Level Committee)が設置

財務大臣が2014-15年度予算案スピーチで、約束した通り、高官級委員会(HLC)が設置されました。投資家の信頼を回復し、安定的かつ予見可能性のある税制とするため、HLCは商業や産業界と接点を持ち、税法における確実性が必要とされる領域を確認します。そしてHLCは直接税中央委員会(CBDT)や物品税関税中央委員会(CBEC)に勧告を行い、それをもとにCBDT/CBECは、HLCの勧告日から2ヶ月以内に必要な説明を行い、通達等を公布する義務があります。

HLCの設置は投資家の信頼を回復し、安定的かつ予見可能性のある、投資家/納税者フレンドリーな税制を構築していくための歓迎すべき第一歩といえます。

また、HLCの設置は、企業が、積極的に税務行政に関わり、時間制限内に、懸念を払拭するうえで、またとない機会を提供することになるでしょう。

2. 物品・サービス税(GST)の導入のための憲法修正法案

財務大臣は、GST導入の最初のステップとして、12月19日に待望の憲法改正法案を議会上に上程しました。これは、インド独立後、最も重要な税制改革に道筋をつけるもので、政府が現行の間接税の枠組みにかえて、GST導入にコミットしていることを明確に示すものです。メディアの報道によると、施行日は2016年4月1日となる予定です。

GST導入が遅れている主な理由は、州政府が自治権を失い、GSTの導入により税収が減少することに懸念を示しているからです。法案は州政府の全ての主要な問題点を取り扱っており、中央政府は、州政府が直面する可能性のある問題を慎重に汲み取り、積極的に対処していくと説明しています。

課税ベースを広範なものとする(アルコール飲料を除く)ことは朗報といえます。しかしながら、石油製品は、現段階ではゼロ税率とされない見込みです。物品の州またぎの販売(供給)にかかる1%の追加課税は、在庫移動も対象となります(「供給」がどのように定義されるかに依存します)。現行のCSTの枠組みとは対照的に、追加課税はB2BおよびB2Cの両方に同率が適用されることになるでしょう。

すでに設置されているGST委員会は、規制の詳細な枠組みの導入に重要な役割を果たし、随時発生する可能性のある重要な問題に取り組むことが期待されています。

3. 2014年会社法修正法案が下院を通過

連邦政府内閣は、2013年新会社法の幾つかの修正に対応するため、2014年会社修正法案を国会に提出することを決議し、12月17日下院を通過しました。各関係者から提起された問題に対処するため、次の修正事項が提案されています。

- 1)最低払込資本金規定の削除(事業の円滑化を推進)
- 2)社印の任意化と文書のオーソライズに関する規定の変更(事業の円滑な実施のため)

- 3) 会社法上、引き受けた預託金に関する罰則規定の設置。会社法上の規定が抜け落ちていたため(法の整備)
- 4) 取締役会決議の登記記録の公衆閲覧の禁止(産業界の要望)
- 5) 当期の配当決議前に、未処分損失の処理と減価償却を実施するように規定。会社法では規定に誤りがあったが、施行規則では規定されている。
- 6) 配当請求が行われたとしても、配当金支払前の株式譲渡は、投資家育成保護基金へ行う旨の改定(産業界の要望)
- 7) 中央政府へ報告する不正について金額基準を設定(一定金額以下の場合は監査委員会への報告)。監査委員会への報告の場合は、取締役会報告書にても開示がなされる(産業界の要望)
- 8) 完全子会社への貸付や銀行融資に対する子会社の債務保証に関する会社法185条の規定(取締役への貸付)の免除(施行規則にて規定されているが、会社法でも十分な警告として規定される)
- 9) 関連当事者取引について年間単位で包括的に承認できる権限を監査委員会に付与(インド証券取引委員会と歩調を合わせ事業の円滑化を推進)
- 10) 関連当事者取引の承認について、非関連当事者株主による決議を特別決議でなく普通決議に変更(大株主が関連当事者である場合の問題に対応)
- 11) 親会社と完全子会社間の関連当事者取引について承認決議の免除(産業界の要望)
- 12) 会社法447条の不正に関する規定の違反について適用を留保(緩和策については法務省の承認が必要)
- 13) 清算に関する判決は、3人の裁判官に代えて、2人の裁判官にて行われる(故意でない誤りを避けるため)
- 14) 2年以上の禁固刑の場合のみ特別法廷を実施(軽微な犯罪に関する規定を緩和)

4. 特定の居住者企業について事前裁定制度(AAR)が可能に

2014年11月28日に新規則73号が公布され、訴訟を減らす目的で、特定の居住者企業も、総額10億ルピー以上の、すでに行われた、あるいは今後行う取引から生ずる納税義務についてAAR(事前裁定制度)申請することが可能となりました。そのアップデートを以下の通りまとめます。

1) 事前裁定制度(AAR)とは

インドでの税務裁判は非常に時間がかかります。取引金額が非常に大きくかつリスクを事前に特定する必要があると判断する場合、企業はAARを活用することで今後の取引に対する課税範囲を特定することが可能です。所要期間が通常6-9ヶ月と短く、判決に不服がある場合は最高裁へ直接上告できるので、よりスピーディな判決が期待できていました。

2) 事前裁定に関する規則を改定

規則の大きな変更は、申請手数料が20万ルピーとかなり大幅に上がっていることです。詳細は以下の表の通りです(所得税法245N条(b)項(i)、(ii)、(ii a))。

1つまたは複数の取引の金額	申請料
10億ルピー以下	20万ルピー
10億ルピー超30億ルピー以下	50万ルピー
30億ルピー超	100万ルピー
その他	1万ルピー

たとえ申請後のヒアリングの段階で却下されても、申請者は手数料を支払わなければならないようです。経験則からいえることは、裁定が求められる案件は通常、取引金額や価格が確定できないことが多いことです。多くの場合、確定できないとすれば、手数料が1万ルピーとなる区分は如何なるものか、申請時に納付すべき手数料がいくらかなのかは今後の争点となるでしょう。

3) AARが可能な居住者企業の国内取引

- ▶ 居住者企業が行った、あるいは行おうとしている、総額10億ルピー以上の1つまたは複数の国内取引から生じる納税義務に関して、当局に裁定を申請することができます。
- ▶ 居住者企業の申請には、Form No.34DAが用いられます。
- ▶ 新Formには裁定を求める対象案件について裁判所の判例等に関する情報を、申請の際に提供するよう、新条項が追加されたことを除き、以前のForm 34C及び34Dと類似しています。

国内取引に設定された10億ルピーの制限は、非常に高いといえます。従って、この規則変更の恩恵を受ける企業は限られているでしょう。また、前述の通り、10億ルピー超の取引について申請料は50万ルピーなので、これも居住者がこの制度を利用する上でハードルは高いものとなるでしょう。

5. 建設・開発業プレスノート

商工省産業政策促進局(DIPP)は、先の内閣で承認された変更を施行するため、2014年4月17日付けの「統合FDIポリシー」(FDIポリシー)に変更点を織り込む形で、12月3日にプレスノート第10号(2014年シリーズ)を公表しました。当該変更は即日施行となります。

建設・開発業に係るFDIポリシーの主要な修正点は以下の通りです。

- ▶ 「住宅地区(serviced housing plot)」という用語が、商業用地も対象となることを明確にするため、「(住宅及び商業用)インフラを備えた用地(Serviced plot)」に置き換えられた。
- ▶ (住宅及び商業用)インフラを備えた用地(Serviced plot)の最低開発面積(10万平米)は削除され、(住宅及び商業用)インフラを備えた用地(Serviced plot)の最低開発要件はなくなりました。FDIを受けられる(住宅及び商業用)開発プロジェクトの最低開発面積は5万平米から、最低床面積2万平米に引き下げられ、より小規模なプロジェクト開発が奨励されることになりました。複合プロジェクトの場合は、2万平米の最低床面積要件を満たさなくてはなりません(2014年10月29日付けのプレスリリースでは当該要件はないものとされていた)。
- ▶ 完全子会社の場合、FDIを受けられる事業の最低資本金が1,000万ドルから500万ドルに引き下げられた。FDIは最大10年間で、10年かプロジェクト完工日のうち、どちらか早い期日まで認可される。
- ▶ 投資家はプロジェクト完工日あるいは主要インフラ施設(道路、水道、道路照明、排水、下水設備等)の開発後に、事業売却が可能となった。投資家が事業売却前に、主要インフラ施設の開発に重点を置いていることは明確である。また、主要インフラ施設という用語が「道路、水道、道路照明、排水、下水設備」と明確に定義されている。(2014年10月29日付けのプレスリリースでは、投資家は、主要インフラ施設を提供することを条件に、プロジェクト完工後あるいは最終投資日から3年後にのみ、事業売却可能となっていた)。
- ▶ インドに投資している会社がこれまで全ての承認の責任を負っていた。これまでの政策ではその投資会社にもその責任を負わせていた。
- ▶ 5年間でプロジェクトの50%を開発するよう求めるという条件は削除された。当該条項は非居住者企業が3年間のロックイン(事業売却凍結)期間要件を満たした後も、非居住者が事業売却するにあたって問題をもたらしていた。
- ▶ 総プロジェクト費用の30%が低価格住宅の開発に利用される場合、最低開発要件と最低資本金は適用されない。
- ▶ 低価格住宅プロジェクトは、床面積140平米未満の居住施設にFAR(容積率)/FSI(床面積率)の少なくとも40%を利用する事業として定義された。この定義は、建設開発業のFDIポリシー上、低価格住宅事業として考えられることになろう。低価格住宅のために拠出されたFAR(容積率)/FSI(床面積率)総額のうち、少なくとも4分の1は、60平米未満の床面積の住宅用でなければならない(2014年10月29日付けのプレスリリースでは、低価格住宅事業は60平米未満の敷物面積の住戸にFAR(容積率)/FSI(床面積率)の60%が利用される事業として定義されていた。また、住戸軒数の35%がEWS(経済的弱者層)分類上、21-27平米の敷物面積でなければならない。そのような事業は、EWS(経済的弱者層)/LIG(低所得者層)/Higher Category(高所得者層) DUs(住戸)と商業用地の複合でもよいとされている。主要居住施設とともにメイドの部屋は、低価格住宅事業のEWS(経済的弱者層)/LIG(低所得者層)用の住戸とはみなされない。このように定義は大きく変更された)

- ▶ タウンシップ、モール/ショッピング複合施設やビジネスセンターの運営や管理のための複合プロジェクトには100%FDIが認められることが明記された。

コメント

今回の二国間APAは締結されるまでにかかった期間は約1.5年と短く、国際的に通常かかる2.5年から3年を下回るものでした。多国籍企業の移転価格税制上の予見可能性と一貫性の向上につながり、インドでの訴訟を減らし、投資家マインドを改善することになるでしょう。今後、日本からの投資が増え、取引も多様化、複雑化するとすれば、事後的に長期にわたる訴訟対応より、事前に税務上の確実性を確保する手段として、APAやAARはより一層注目を集めることになるでしょう。EYも喜んでお手伝いさせていただきます。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。